

聞こえるって

草加市高年者
補聴器購入費用助成事業



楽しい!!

管理医療機器の補聴器が対象！
※集音器等は対象外となります。

”なんだか聞こえにくい”
その悩み、補聴器を考える時期かも。
そこで皆様に耳より情報！

補聴器購入費用、助成します！

次のすべてに該当する人

対象

- ・本市に住民登録がある65歳以上の人
- ・耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた人
- ・申請受付日時時点で住民税非課税である人
- ・障害者総合支援法に基づく補装具費（補聴器）の支給対象でない人

内容

- ・1人1台1回限り
 - ・上限2万円
- ※補聴器本体購入に係る費用のみ

手続

裏面のとおり
※助成決定前の購入は対象外
※管理医療機器の補聴器のみ対象
（集音器等は対象外）

効果
測定

事業効果を測るため、助成金の交付を受けた方には、交付年から3年間の調査を実施します。

申請時と同じ基本チェックリストに加えて補聴器の使用状況に関する調査と脳の健康度チェック（認知症検診）の受診へのご協力をお願いいたします。

手続きチェック表

📎 **順番通り**に進めましょう📎✳️

📎 **上から順に☑チェック**を付けると安心！

📎 ご不明な点はお気軽に**お問合せください！**

申請

☐ 資格要件の確認

資格要件の確認のため、必ず長寿支援課へお問い合わせください。

☐ 申請書の取得

長寿支援課窓口、市ホームページで取得できます。

☐ 耳鼻咽喉科の受診

申請書の下段に、医師による診断と意見書の記入が必要です。

※受診料、検査料、文書料等は自己負担となります。

☐ 申請書類の提出 ※受診からおおむね3か月以内

申請書の上段及び基本チェックリストを記入し、長寿支援課窓口に出提出してください。受付時に現状の聞き取りをします。

提出書類

☐ 申請書

☐ 基本チェックリスト

☐ 通知書の受領

申請に対する決定・却下の通知書が届くまでお待ちください。

通知は届きましたかー？

☐ 補聴器の購入（※集音器等は対象外）

決定通知書が届いてから補聴器を購入

※領収書と保証書等を受け取ってください。

※通知が届く前に購入すると助成の対象外になります。

請求

☐ 請求書類の提出 ※決定通知受領からおおむね3か月以内

決定通知に同封の請求書を記入し、必要書類と併せて長寿支援課窓口に出提出してください。

提出書類

☐ 請求書

☐ 領収書のコピー（宛名書きのあるもの）

☐ 保証書等のコピー（製品情報が分かるもの）

☐ 振込先口座の通帳のコピー

（通帳見開き1ページ目をコピーしてください。）

※名義（本人名義）・銀行名・支店名・口座番号が分かる部分

問合せ先 草加市役所 長寿支援課 相談支援係
〒340-8550 草加市高砂1丁目1番1号
電話：048-922-1281 FAX：048-922-3279